



平成23年4月12日

各 位

会社名 株式会社東武ストア  
代表者名 代表取締役社長 宮内正敬  
(コード番号 8274 東証第1部)  
問合せ先 総務部長 吉田直弘  
(TEL. 03-5922-5111)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成23年4月12日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成23年5月25日開催予定の第65期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の目的

取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また独立性が高く有能な人材を迎えられるよう、変更案第28条「取締役の責任免除」及び変更案第37条「監査役の責任免除」に関する規定を新設するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成23年5月25日(水曜日)

定款変更の効力発生日 平成23年5月25日(水曜日)

以 上

(別紙)

定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会 (新設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第28条～第35条 (条文省略) (新設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第36条～第39条 (条文省略)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p><u>第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第29条～第36条 (現行どおり) (監査役の責任免除)</p> <p><u>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p>第6章 計 算</p> <p>第38条～第41条 (現行どおり)</p>

以 上